

# 岡山県青年司法書士協議会会則

(最終改正 令和5年12月9日)

## 目次

- 第1章 総則 (第1条―第4条)
- 第2章 会員 (第5条―第11条)
- 第3章 役員 (第12条―第16条)
- 第4章 総会 (第17条―第19条)
- 第5章 会計 (第20条―第23条)
- 附 則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、岡山県青年司法書士協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、法律家職能としての使命を自覚する会員相互の緊密な連携を図り、市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 法令の調査研究、発表
- (2) 司法書士業務の啓蒙、普及
- (3) 関連機関への建議
- (4) 全国青年司法書士との連絡協議及び友好団体との交流
- (5) 会員相互の連繋及び親睦
- (6) 会員の福利厚生及び共済
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、事務所を岡山県司法書士会事務所内に置く。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 準会員

(正会員)

- 第 6 条 岡山県司法書士会会員は、正会員となる資格を有する。
- 2 正会員となる資格は、初めて正会員となった日から 10 年を経過する日又は 45 歳に達する日の翌日のいずれか遅く到来する日の属する会計年度に関する定時総会の終結の時に喪失する。

(賛助会員)

- 第 7 条 正会員となる資格を喪失した岡山県司法書士会会員は、賛助会員となることができる。
- 2 正会員となる資格を喪失する時点において正会員である者は、当該時点から賛助会員となる。

(準会員)

- 第 8 条 司法書士となる資格を有する者及び岡山県司法書士会会員以外の司法書士は、本会の承認を得て準会員となることができる。
- 2 準会員が、岡山県司法書士会会員となったときは正会員又は賛助会員となる。

(全国青年司法書士協議会の会員資格)

- 第 9 条 賛助会員及び準会員は全国青年司法書士協議会の構成員としての会員資格は有しないものとする。

(みなし退会)

- 第 10 条 正会員及び賛助会員が、岡山県司法書士会会員でなくなったときは退会したものとみなす。

(除名)

- 第 11 条 次の者は、総会の決議により除名することができる。
- (1) 会費を納付しない者
- (2) 役員会において会員として不相当と認められた者

### 第 3 章 役員

(役員)

- 第 12 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
- (2) 直前会長 1 名
- (3) 副会長 4 名以内
- (4) 幹事 18 名以内
- (5) 会計 1 名
- (6) 会計監査 2 名以内

(役員を選任及び任期)

- 第13条 役員は、直前会長を除き正会員のうちから総会で選任し、その任期は就任後第1回目の定時総会の終結に至るまでとする。但し、再任することができる。
- 2 同一の会員を3期連続して会長に選任することはできない。

(役員職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 2 直前会長は、会長からの求めに応じて助言を行う。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
  - 4 幹事は、会務を処理する。
  - 5 会計は、会の経理を処理する。
  - 6 会計監査は、会計を監査する。

(役員会及び委員会)

- 第15条 役員会は、会長、直前会長、副会長、幹事及び会計をもって構成し、会長がこれを招集する。
- 2 役員会の決議は、出席役員の過半数で議決する。但し、可否同数のときは会長が決する。
  - 3 会長は、役員会の決議により委員会を設けることができる。

(会長選挙)

- 第16条 会長選挙は、直前会長が管理執行する。但し、直前会長が欠けたとき又は直前会長に事故があるときは、役員会において選任された者が管理執行する。
- 2 直前会長は、選挙期日の2週間前までに、次に掲げる事項を定めて、会員に適宜の方法により通知しなければならない。
    - (1) 選挙の期日及びその場所
    - (2) 立候補の届出の期間
    - (3) その他必要と認めた事項
  - 3 会長に立候補しようとする者は、氏名、事務所等を記載し、かつ推薦者たる正会員4名以上の署名のある書面を直前会長に届け出なければならない。
  - 4 会長立候補者が1名しかないときは、その者の無投票当選とする。
  - 5 直前会長を除く正会員は、選挙権1個を有する。
  - 6 選挙は、直接無記名投票により行う。
  - 7 有効投票数の最も多い者を当選者とする。但し、得票数が同数の場合は、直前会長の決するところによる。
  - 8 会長立候補者がいないときは、役員会において、役員(直前会長及び会計監査を除く)の中から会長に推薦する者を定め、総会の承認を得る。

## 第 4 章 総 会

(総会)

- 第 1 7 条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要に応じ会長がこれを招集する。
- 2 総会の議長は、総会において正会員の中からこれを選任する。
  - 3 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(総会の決議事項)

- 第 1 8 条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
- (1) 収支決算事項
  - (2) 会則の制定及び変更事項
  - (3) 役員会において総会に付議すべき旨議決した事項
  - (4) 総会において審議することを相当と議決した事項
  - (5) 会員の除名

(決議の要件)

- 第 1 9 条 総会の決議は、出席正会員の過半数で議決する。但し、可否同数のときは議長が決する。
- 2 総会の出席は、委任状によることができない。

## 第 5 章 会 計

(会計年度)

- 第 2 0 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 1 2 月 3 1 日に終わる。

(経費)

- 第 2 1 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
- 2 予算の成立しない期間においては、業務を執行するために必要な経費は支出することができる。

(会費)

- 第 2 2 条 会費は、次に掲げる会員資格について当該各号に定める金額とし、毎年 3 月末日までに一括納付しなければならない。
- (1) 正会員 年額 3 0, 0 0 0 円
  - (2) 賛助会員 年額 1 5, 0 0 0 円
  - (3) 準会員 年額 6, 0 0 0 円
- 2 年度途中で入会した会員の会費は、次に掲げる会員資格について当該各号に定める金額にその年度の残余の月数を乗じた金額とし、速やかにこれを納付しなければならない。

- (1) 正会員 2, 500円
  - (2) 賛助会員 1, 250円
  - (3) 準会員 500円
- 3 準会員から正会員へ会員資格の変更をした者は、前2項の規定による会費に加算して又は速やかに、前項の規定による正会員と準会員の会費の差額にその年度の残余の月数を乗じた金額を納付しなければならない。
  - 4 第7条第2項の規定により賛助会員となる年度の会費は賛助会員の会費とする。但し、当該年度の1月1日から定時総会の終結の時までに退会した場合は会費を免除する。
  - 5 前2項に規定するほか、年度途中で会員資格の変更があったときは、変更前の会員資格の第1項及び第2項の規定による会費を納付すれば足り、変更後の会員資格の会費は免除する。
  - 6 初めて正会員となった者の入会した年度の会費又は資格変更した年度の会費は、第1項乃至第3項の規定による会費から15, 000円を控除した金額とする。
  - 7 前項の規定により控除しきれなかった金額があるときは、次年度の会費から控除する。但し、次年度の1月1日において、その者が正会員でないときは適用しない。
  - 8 年度途中で退会したときであっても、前各項の規定により当該年度分の会費を納付しなければならない。

(会費免除等)

- 第23条 妊娠し、母子健康法に基づき市区町村より母子健康手帳の交付を受けた正会員は、会費納付につき、免除の申請をすることができる。また既に会費が納付されているときは、納付済みの会費の全部又は一部を返還することができる。但し、申請の時に既に退会している者に対しては、会費の返還はしない。
- 2 前項の申請は、正会員が妊娠し、市区町村より母子健康手帳の交付を受けた時から、出産予定日より1年を経過するまでの間においてすることができる。但し、申請期間が複数年度にまたがるときにおいても1回の妊娠において1回の申請を限度とする。

附 則

- 1 本会則第10条及び第15条は、平成16年3月14日から施行する。  
(平成15年度定時総会日翌日)

附 則

- 1 本会則第15条第1項及び第3項は、平成22年3月7日から施行する。

附 則

- 1 本会則第2条及び第16条は、平成24年12月8日から施行する。

経過措置

- 1 本会則第16条は、平成24年1月1日以降に申請可能会員に対して適用する。

附 則

- 1 本会則第5条乃至第5条の4、第7条、第10条第2項及び第3項、第12条、第15条第2項乃至第4項、第16条は、平成26年2月22日から施行する。

附 則

- 1 本会則第1条、第4条乃至第21条は、可決の時から施行する。

附 則 (施行期日)

- 1 この会則の変更は、平成29年12月2日から施行する。  
(資格変更時の会費差額納付規定の新設、新入正会員の会費減額規定の一部改正)

附 則 (施行期日)

- 1 この会則の変更は、令和4年2月26日から施行する。  
(現在の役員会が次期会長を推薦する制度の新設、同一会長の連続3選禁止の一部改正)

附 則 (施行期日及び経過措置)

- 1 この会則の変更は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 施行日時点で正会員である者は、初めて正会員となった日から5年を経過する日又は45歳に達する日の翌日のいずれか遅く到来する日の属する会計年度に関する定時総会の終結の時以降は、申出により、賛助会員となることができる。
- 3 施行日時点で賛助会員である者は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、初めて正会員となった日から10年を経過していない者は、申出により、正会員となることができる。
- 4 第2項の規定により賛助会員となった者も、初めて正会員となった日から10年を経過していない場合は、申出により、正会員となることができる。
- 5 この附則により、会員資格の変更を申し出た者の会費は、当該年度の1月1日時点の会員資格に基づいて計算する。